

基本情報

案件名: 「(仮称)尼崎市手話言語条例」の制定
 局課名: 健康福祉局障害福祉担当(部)障害福祉課

<p>現状</p>	<p>国においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を理念とする「障害者の権利に関する条約」が平成19年に署名、平成26年に締結され、また、平成23年に成立した改正障害者基本法においては、言語には手話が含まれるものであることが明記された。 本市では、平成26年6月、本市議会議長から国に対し、「手話言語法制定に関する意見書」が提出され、全国の地方議会や全国市長会でも同様の動きがある。 また、平成28年6月、本市も加入する「全国手話言語市区長会」が設立されるなど、「手話言語条例」の制定を進める機運が高まっている。</p>
<p>問題点、課題</p>	<p>障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の拡大が図られること。」と規定されているが、これまで手話が言語として認められなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、現在も、ろう者からは、多くの不便や不安を感じながら生活しているとの訴えがあり、手話に対する理解の広がりはまだ十分でない。</p>
<p>施策の策定にあたっての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)尼崎市手話言語条例において、手話が言語であるとの理解を拡げ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合う社会の実現を目指す。 ●制定に当たっては、(仮称)尼崎市手話言語条例検討協議会を設置し、当事者や支援者等と意見交換しながら作業を進める。 ●条例の制定を契機として、手話の普及のための更なる環境整備の検討を進める。